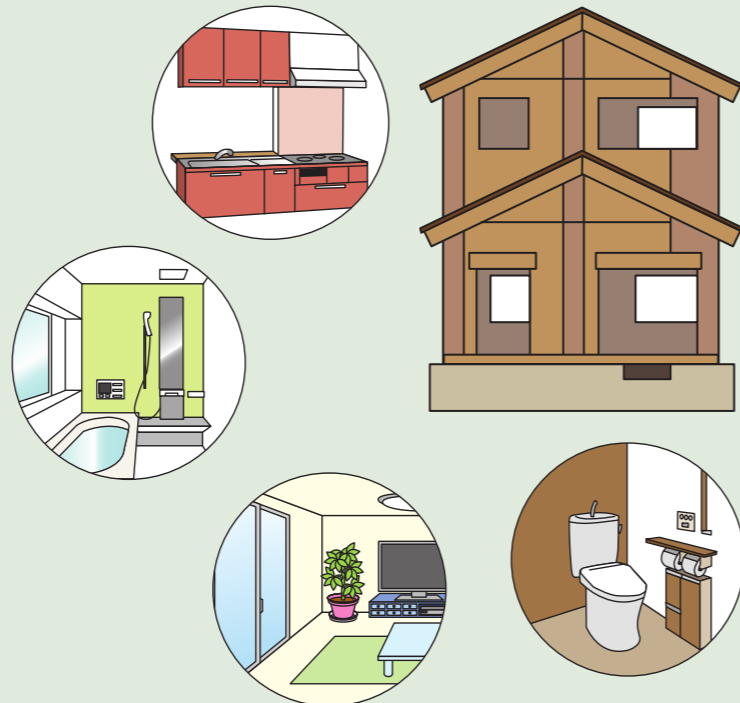


## 対象工事一覧

### 補助対象工事

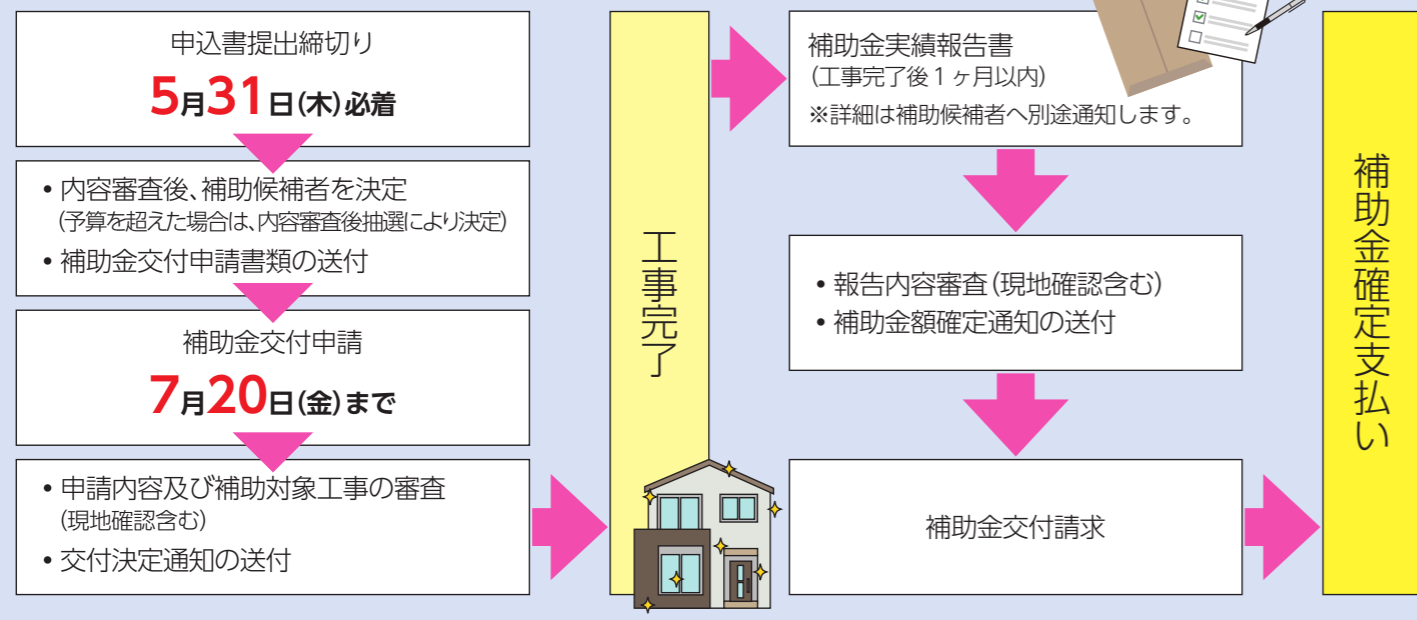
- ◇居室、玄関、廊下、階段等の改修
- ◇台所、浴室、トイレ、洗面所の改修
- ◇床、壁、天井の張替
- ◇間取り等の変更に伴う壁の改修
- ◇床、建具等バリアフリー化、手すりの設置
- ◇カウンター、棚の設置
- ◇屋根、外壁、軒天の改修、塗装、コーキング
- ◇ドア、ふすま、障子、畳等の取替  
(カーテンを替える、じゅうたんを敷くだけは対象外)
- ◇ガラス、網戸、サッシ、雨樋の取替
- ◇給排水設備工事、電気設備工事
- ◇合併浄化槽の設置
- ◇ソーラーシステムの設置
- ◇耐震・バリアフリーの改修



### 補助対象にならない工事

- ◇備品や土地の購入にかかる費用
- ◇市外の下請業者が行った工事
- ◇新築又は10mを超える増築工事
- ◇日常的に居住や店舗として利用しない離れ
- ◇車庫、倉庫、物置等の設置及び修繕工事
- ◇外構工事
- ◇施工業者が所有の住宅工事を自社や自己に依頼する工事
- ◇設計費や申請手数料
- ◇他の制度による補助又は扶助の対象工事
- ◇家電リサイクル法に基づく処分費用
- ◇仮設トイレ、仮設風呂等の本体や設置にかかる費用
- ◇その他補助対象工事に関係がないと市長が認める費用

## 申込の流れ



## 耐震・バリアフリー改修事業補助 (住宅建築課の事業の為、申込期間(流れ)が異なります。)

耐震診断を受けて、倒壊する可能性が高いと判定された住宅について、耐震改修をする場合は、改修工事費の一部を補助する制度があります。バリアフリー改修工事のみを実施される場合は、この補助金の対象になりません。  
\*詳しくは住宅建築課 (0748-69-2213) までお問合せください。

お問い合わせ  
申込先

甲賀市役所 商工労政課 TEL: 0748-69-2187 FAX: 0748-63-4087  
送付先 〒528-8502 滋賀県甲賀市水口町水口6053 甲賀市役所 商工労政課 宛

平成  
30年度

# 子育て応援・定住促進 リフォーム事業補助制度

申込期間 平成30年4月2日(月)～平成30年5月31日(木)

※郵送の場合も5月31日(木)必着  
※予算額に満たない場合は、継続して申し込みを受け付けます。

## 補助の種類

### I. 三世帯同居・近居定住促進リフォーム事業

予算 750万円

少子化対策と定住人口の増加につなげるため、子育て世帯と親世帯が子育てや介護等で協力できる環境を整えるためのリフォーム工事を行う者に対し、補助を行います。

内容	補助率	限度額
市外及び市内在住の子育て世帯が、甲賀市内において、親と同居または近居するために行うリフォーム工事 ※近居とは、市内在住の親がいる子育て世帯が転入し居住すること。	補助対象工事費の <b>20%</b>	最大 <b>30万円</b> 補助 びわ湖材利用時 最大35万円

### II. 子育て応援・定住促進リフォーム事業

子育て世帯 750万円  
福祉世帯 1,500万円  
一般世帯 1,000万円

人口の増加及び移住定住を促進し、地域の活性化を図るため、自己所有する住宅のリフォーム工事を行う者に対し、補助を行います。

区分	内容	補助率	限度額
子育て世帯	中学生以下の子どものいる世帯が実施するリフォーム工事	補助対象工事費の <b>20%</b>	最大 <b>20万円</b> 補助 びわ湖材利用時最大25万円
福祉世帯	高齢者世帯 75歳以上の高齢者がいる世帯が実施するリフォーム工事		最大 <b>15万円</b> 補助 びわ湖材利用時最大20万円
	障がい者世帯 障がいのある方がいる世帯が実施するリフォーム工事		最大 <b>10万円</b> 補助 びわ湖材利用時最大15万円
一般世帯	上記区分に該当しない世帯が実施するリフォーム工事		

### III. 空き家活用リフォーム促進事業

予算 500万円

空き家の有効活用を促進するため、市内の空き家のリフォーム工事を行う者に対し、補助を行います。

内容	補助率	限度額
甲賀市空き家等実態調査で空き家・空き店舗と判定された物件の所有者及び居住、店舗利用目的で空き家を購入または借用する個人・法人または団体が行うリフォーム工事	補助対象工事費の <b>50%</b>	最大 <b>40万円</b> 補助 不要物撤去費補助該当かつ、 びわ湖材利用時最大55万円

### IV. 現代版忍者屋敷リフォーム事業

予算 240万円

空き家・空き店舗の有効活用、既存店舗の活性化を促進するため、店舗利用目的で忍者屋敷風リフォーム工事を行う者に対し、補助を行います。

内容	補助率	限度額
甲賀市空き家等実態調査で空き家・空き店舗と判定された物件の所有者及び店舗利用目的で空き家を購入または借用する個人・法人または団体が行うリフォーム工事。もしくは、市内の既存店舗の所有者及び購入または借用する個人・法人または団体が行うリフォーム工事。 ※リフォーム内容の審査を行います	補助対象工事費の <b>50%</b>	最大 <b>80万円</b> 補助 びわ湖材利用時最大85万円

## 各リフォーム事業の要件

### I. 三世同居・近居定住促進リフォーム事業

**世帯要件** 平成30年4月1日を基準日として、中学生以下の方が同居している子育て世帯

**対象者** ①②③④全てに該当する子育て世帯の父又は母

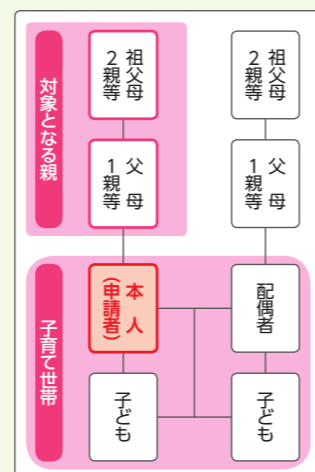
- ① リフォームした市内の住宅に居住または年度内に転入・転居し、居住する方
- ② 市税等滞納がない方
- ③ 親及び子育て世帯全員が、本年度本補助制度以外に他のリフォーム補助制度の交付申請を行っていない方
- ④ 過去に住宅リフォーム補助金を受けたことのない方

**対象物件** ①または②に該当する住宅

- ① 市外の子育て世帯が、親と同居または近居を目的に居住する住宅
- ② 市内の子育て世帯が、親と同居を目的に居住する住宅

**必須条件**

- 市内に所在し、子育て世帯が居住するための住宅
- 祖父母・親もしくは本人（申請者）またはその配偶者のいずれかの所有する住宅
- 過去に住宅リフォーム補助金を受けたことがない住宅  
※店舗併用住宅については住居部分のみが補助対象



### II. 子育て応援・定住促進リフォーム事業

世帯要件	区分	要件
	子育て世帯	平成30年4月1日現在、中学生以下の方が同居している世帯（※妊娠中も可）
	高齢者世帯	平成30年4月1日現在、75歳以上の方（昭和18年4月2日以前に生まれた方）が居住又は同居している世帯
	障がい者世帯	障害者手帳等の交付を受けた方が居住又は同居している世帯
	一般世帯	上記以外の世帯

**対象者** ①②③④全てに該当する個人

- ① リフォームした住宅に居住または年度内に転入・転居し、居住すること
- ② 補助対象物件の所有者
- ③ 市税等滞納のない方
- ④ 過去に住宅リフォーム補助金を受けたことのない方

**対象物件** ①②どちらにも該当する住宅

- ① 所有者自らが居住する市内の住宅。ただし、店舗併用住宅については住居部分のみ補助対象
- ② 過去に住宅リフォーム補助金を受けたことのない住宅



### III. 空き家活用リフォーム促進事業

**対象者** ①または②に該当する個人・法人または団体

- ① 甲賀市空き家等実態調査で空き家・空き店舗と判定された物件の所有者
- ② 甲賀市空き家等実態調査で空き家・空き店舗と判定された物件を購入または借用し、リフォーム工事をする方

**必須条件**

- 2年以上当該物件に定住又は店舗として事業を継続できる方
- リフォームした物件に3年以内に転居・転入・開業すること
- 市税等滞納のない方

**対象物件** ①②③全てに該当する住宅

- ① 甲賀市空き家等実態調査で空き家・空き店舗と判定された物件
- ② 賃借物件のリフォームの場合、所有者等と利用者間での賃貸借契約及び改修承諾済みの住宅
- ③ 過去に住宅リフォーム補助金を受けたことがない住宅

**不要物撤去費補助の上乗せ**

リフォームされる際に生じる廃材・家財道具等の処分費を対象とし、処分費の50%、上限10万円を補助。

**必須条件**

- 処分費用が5万円以上
- 平成30年度中の処分費用
- 家電リサイクル法に基づく処分費は除く
- 補助対象工事との併用申請とし、処分費だけの申請は不可



### IV. 現代版忍者屋敷リフォーム事業

**対象者** ①②③④のいずれかに該当する個人・法人又は団体

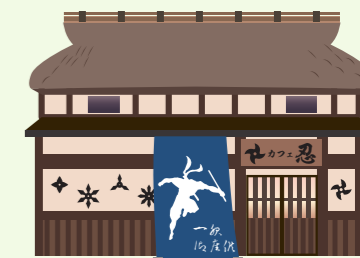
- ① 甲賀市空き家等実態調査で空き家・空き店舗と判定された物件の所有者
- ② 甲賀市空き家等実態調査で空き家・空き店舗と判定された物件を購入又は借用し、リフォーム工事をする方
- ③ 市内の既存店舗の所有者
- ④ 市内の既存店舗を購入または借用し、リフォーム工事をする方

**必須条件**

- 2年以上当該物件に店舗として事業を継続できる方
- 忍者屋敷リフォームをした物件において6か月以内に開業すること
- リフォームの内容については別途審査を行います
- 市税等滞納のない方

**対象物件** ①②③いずれかに該当する物件

- ① 自己が所有する物件
- ② 賃借物件のリフォームの場合、所有者等と利用者間での賃貸借契約及び改修承諾済みの物件
- ③ 過去に住宅リフォーム補助金を受けたことがない物件



### 補助対象工事

①②③全てに該当する工事

- ① 市内の個人事業主及び市内に本社がある業者（下請け業者も同様）へ発注するリフォーム工事
- ② 平成30年4月1日～平成31年3月31日までに着手、かつ完了可能な工事
- ③ 補助対象工事費が10万円以上

※他の制度の補助を受ける場合は、その補助対象工事を除く

※市外業者による工事費用、外構工事等補助対象外となる工事があります。（裏面の対象工事一覧をご覧ください。）

**びわ湖材利用時** ※使用するびわ湖材は、市内のびわ湖材取扱認定事業体に登録された業者に限ります。

滋賀県産木材である『びわ湖材』を床や壁等の仕上げ材として10㎡以上、又は構造材として1㎡以上使用した場合、限度額を5万円引き上げます。

**Iターン世帯・Uターン世帯**（平成30年4月1日以降を基準日として、市内へ転入する世帯）

中学生以下の子どもが同居しているIターン世帯（過去に1度も甲賀市に住民登録していない世帯）は限度額に100万円を加算します。また、中学生以下の子どもが同居しているUターン世帯（3年以上市外に住民登録している世帯）は限度額に50万円を加算します。

**申込方法** ※申込用紙は、市役所商工労働課及び各地域市民センター窓口に設置してあります。また、甲賀市ホームページからダウンロードできます。

所定の申込用紙に記入・押印し、申込時添付書類（下表参照）を添えて、申込期間内に郵送するか、市役所商工労働課または各地域市民センターへ提出してください。ただし、現代版忍者屋敷リフォームの申込については、市役所商工労働課のみとなります。

- 申し込み多数により予算額を超えた場合、補助枠毎に公開抽選を行います。
- 補助金交付後、要件に満たないと判断した場合、補助金の返還を求めることがあります。

**申込時添付書類** ※裏面に住所記載や変更事項の記載がある場合、裏面の写しも必要となります（例：保険証、運転免許証）

補助事業	添付書類	
三世同居・近居定住促進リフォーム事業	同居する中学生以下の子どもの保険証（写）又は住民票記載事項証明書等の要件確認できる書類 ※妊娠中の場合は、母子手帳（写）	
子育て応援・定住促進リフォーム事業	子育て世帯	同居する中学生以下の子どもの保険証（写）又は住民票記載事項証明書等の要件確認できる書類 ※妊娠中の場合は、母子手帳（写）
	高齢者世帯	同居する高齢者の保険証・運転免許証（写）又は住民票記載事項証明書等の要件確認できる書類
	障がい者世帯	障害者手帳等（写）※住所表記部分含む
	一般世帯	なし
空き家活用リフォーム促進事業	なし	
現代版忍者屋敷リフォーム事業	企画書（忍者屋敷リフォームの概要が分かるもの）	